

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 リオン株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 清恆
(コード番号 6823 東証第2部)
問合せ先 取締役管理統括部長
清水 健一
(TEL 042 - 359 - 7099)

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において「定款の(一部)変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 85 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)ならびに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条(機関)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 939 条第 1 項および第 3 項の規定に従い、コスト削減等に資することができるよう、第 5 条(公告方法)に電子公告制度を導入するものであります。
- (3) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (4) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 10 条(単元未満株式の権利について)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 124 条の規定に従い、定時株主総会の議決権の基準日を定めるため、現行定款第 10 条第 1 項を移設し第 15 条(定時株主総会の基準日)を新設するものであります。

- (6) 会社法第 318 条第 1 項および会社法施行規則第 72 条の規定に従い、株主総会の議事録整備のため、第 19 条(議事録)を新設するものであります。
- (7) 会社法施行規則第 94 条第 1 項および第 133 条第 3 項ならびに会社計算規則第 161 条第 4 項および第 162 条第 4 項の規定に従い、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、第 20 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (8) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 29 条(取締役会の決議方法)に、第 2 項を新設するものであります。
- (9) 会社法第 369 条第 3 項および会社法施行規則第 101 条の規定に従い、議事録整備のため、第 30 条(取締役会の議事録)を新設するものであります。
- (10) 会社法第 426 条第 1 項および 427 条第 1 項の規定に従い、取締役ならびに社外取締役が期待される役割を十分に発揮することができるように、また優れた社外取締役の招聘に資するように、第 32 条(取締役の責任免除)を新設するものであります。
- (11) 会社法第 393 条第 2 項および会社法施行規則第 109 条の規定に従い、議事録整備のため、第 41 条(監査役会の議事録)を新設するものであります。
- (12) 会社法第 426 条第 1 項および 427 条第 1 項の規定に従い、監査役ならびに社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、また優れた社外監査役の招聘に資するように、第 43 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (13) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、会計監査人が会社の機関となったため、第 6 章(会計監査人)を新設するとともに第 44 条(選任方法)を新設するものであります。
- (14) 会社法第 338 条第 1 項および第 2 項の規定に従い、会計監査人の任期を定めるため、第 45 条(任期)を新設するものであります。
- (15) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるように、また優れた会計監査人の招聘に資するように、第 46 条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。
- (16) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (17) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (18) 上記各変更に伴う条数ならびに章の新設・変更を行うものであります。
- (19) 会社法施行を機に現行定款を全面的に見直し任意的な規定を整理するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更の部分を示します)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、リオン株式会社と称し、英文では RION CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 音響機器およびその部品の製作販売ならびに修理 2. 医療用電気機器およびその部品の製作販売ならびに修理 3. 工業用電気機器およびその部品の製作販売ならびに修理 4. 前各号に関連する製品の輸出ならびに輸入 5. 前各号に関連する事業ならびにこれに対する投資 6. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京国分寺市に置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>

<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>(当会社の発行する株式の総数)</u></p> <p>第5条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、3,200万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定</u>により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に係る株券は発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第8条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u></p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、3,200万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当会社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第11条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては</u></p>
---	---

<p><u>の手続、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、<u>単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、<u>一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(総会の招集者および議長)</p> <p>第12条</p> <p>(総会の決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の</p>	<p>これを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して<u>臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(総会の招集者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(総会の決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の</p>
--	--

<p>めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>ただし、この場合には株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 15 条 当会社の取締役は 13 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 16 条</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u> を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>ただし、この場合には株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 20 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 22 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行</u></p>
--	--

<p>2 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役の選任)</p> <p>第 18 条 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって選任</u>する。</p> <p>(役付取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役会は、決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第 20 条</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2 招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 _____ (新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 22 条</p>	<p>う。</p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらない<u>ものとする</u>。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了する<u>時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役の選任)</p> <p>第 24 条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定</u>する。</p> <p>(役付取締役の選任)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2 招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる</u>。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>(決議の方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 25 条</p> <p>(監査役の選任方法および補欠監査役の予選)</p> <p>第 26 条</p> <p>監査役の選任決議ならびに補欠監査役の予選は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 29 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、<u>取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、<u>取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、<u>法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 34 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する</p>
--	---

<p>主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2 監査役が法令の定める員数を欠いたときに備え、予め定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3 前項の予選の効力は次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 <u>27</u> 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>3 前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 <u>28</u> 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の権限)</p> <p>第 <u>29</u> 条</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 <u>30</u> 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 <u>31</u> 条</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 <u>32</u> 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 <u>35</u> 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として</u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>3 <u>(削除)</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 <u>36</u> 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の権限)</p> <p>第 <u>37</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 <u>40</u> 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>がある場合</u>を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 <u>41</u> 条 監査役会における議事の経過の要領およびその</p>
--	--

<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 42 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 44 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 45 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 46 条 <u>当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日</u>を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法の第293条ノ5に定める金銭の分配</u>をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日<u>から</u>翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当</u>をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第50条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p>
---	---

3. 日程

取締役会決議日

平成18年5月19日

株主総会決議日、効力発生日

平成18年6月28日(予定)

以上